

## 上士幌町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月28日

上士幌町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本町の農用地は音更川を挟んだ東西両側の台地からなり、東側は高さの異なる数段の台地にわかれ、各台地とも全体に北から南にかけて緩やかに低くなっており、畑作・酪農を基幹とした専門的農家が主体の土地利用型農業が展開されている。

本町はこれまで、国営・道営・団体営など各種事業により、農地の造成、暗渠や明渠の排水、圃場や草地、施設の整備等、基盤の整備を行い生産性の高い農用地等をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んできたところである。

本町農業の持続的発展のためにも将来にわたって、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員の活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、上士幌町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する上士幌町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標と設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

|                  | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地面積の割合(B/A) |
|------------------|------------|-----------|----------------|
| 現 状<br>(令和2年3月)  | 11,200 ha  | 0 ha      | 0 %            |
| 目 標<br>(令和5年3月)  | 11,200 ha  | 0 ha      | 0 %            |
| 目 標<br>(令和12年3月) | 11,200 ha  | 0 ha      | 0 %            |

※注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

#### 【目標設定の考え方】

本町の遊休農地は現況「ゼロ」であるが、本指針の目標設定期間である令和12年3月以降も「ゼロ」を維持すべき目標値としている。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ア 農業委員による農地の利用状況調査と利用意向調査を実施し、遊休農地と遊休化のおそれのある農地を把握する。
- イ 利用意向調査結果を踏まえ、農地利用の意向を勘案し、農地の利用の増進が図られるよう利用関係の調整を行う。
- ウ 利用状況と意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ②農地中間管理機構等との連携について

利用意向調査の結果から遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構や関係機関などとの連携や認定農業者や農地所有適格法人などの担い手の協力により遊休農地の解消を目指す。

##### ③非農地の判断について

利用調査などの結果により、荒廃農地と区分された農地については、現状に応じて速やかに「非農地の判断」を行い、利用可能な農地を明確化する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

|                  | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B)   | 集積率(B/A) |
|------------------|------------|-----------|----------|
| 現 状<br>(令和2年3月)  | 11,200 ha  | 9,532 ha  | 85.11 %  |
| 目 標<br>(令和5年3月)  | 11,200 ha  | 10,554 ha | 94.23 %  |
| 目 標<br>(令和12年3月) | 11,200 ha  | 10,554 ha | 94.23 %  |

※注1：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

※注2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積は公共機関(上土幌町ナイタイ高原牧場)を含めた目標としており、本指針は目標設定期間までに達すべき目標値としている。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業委員等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意向と地域の資源に照らした10年後の農業の在り方と農地利用の将来性を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ②農地中間管理機構等との連携について

本農業委員会は、町農林課、農地中間管理機構、農協等との連携を図り、農地の出し手と受け手の意向の把握などの情報収集体制を整え、農地中間管理機構を中核とした事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③農地の利用調整と利用権設定について

ア 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

イ 受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による基盤整備事業の活用と併せて営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、

地域性に応じた取り組みを推進する。

#### ④担い手の育成について

農地の受け手となる担い手の確保が重要であることから、担い手の経営改善の取り組みが円滑に推進できるよう支援する。

#### (3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

|             | 新規参入者数 | 新規参入取得面積 |
|-------------|--------|----------|
| 現況（令和2年3月）  | 1 経営体  | 30 ha    |
| 目標（令和5年3月）  | 1 経営体  | 25 ha    |
| 目標（令和12年3月） | 1 経営体  | 25 ha    |

※注1：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ① 関係機関との連携

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ② 新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、農業委員会が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

##### ③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

上士幌町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、上士幌町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力